

行政評価に取り組んでいます

行政評価とは

行政評価とは、行政の行っているさまざまな仕事が、その費用に見合うだけの効果（成果）を出しているのか、「無駄や重複になっている部分はないのか」などといった視点から行政の仕事を見直し、行政の進め方を改善していく取り組みです。

行政評価システムを活用することで、住民ニーズに即したよりよいサービスを効果的・効率的に提供することができます。目標を明確にして客観的な評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の計画、実施に反映させるものです。

行政評価の導入目的

本町においては、次に掲げる三つの目的に重点を置いて行政評価を実施しています。

施策、事務事業の改善・改革の客観的な評価による改善・改革の提案、および事務事業の組み合わせとしての施策の方向性を明確にすることで、計画・実施・評価・改善のサイクルを確立していきます。

行政評価システムでは、担当職員の客観的な評価による改善・改革の提案、および事務事業の組み合わせとしての施策の方向性を明確にすることで、計画・実施・評価・改善のサイクルを確立していきます。

行政評価の取り組み

自分たちの仕事を今まで以上よく知り、よりよい事務事業にしていくという前向きな取り組みにより職員自らが考え、それぞれの仕事を見つめ直し、よりよい行政に変えていくことを目指します。

行政評価は、まず担当者が行う「事務事業評価」と総括管理する課長が

職員の意識改革と政策形成能力の向上

行政評価では、それぞれの事業を目的そのものから見直します。評価することにより、目的意識、成果意識、コスト意識といった職員の意識改革を図り、また、評価システムを継続的に運用することにより、職員の政策形成能力の向上を図ります。

住民への説明責任

行政評価では、行政サービスを提供したことにより住民がどれだけ満足したかという成果の概念と、人件費を含めたコストと成果の関係を評価し、改善・改革を検討します。

この結果を住民に公表することで、行政としての説明責任を果たしています。

行う「施策評価」の一環で行いました。
平成二十年度は三百五十二の事務事業評価を実施し、それを総合計画

の六つの施策大綱、四十五の施策目

に整理しました。
結果は次のとおりです。

平成20年度の評価対象事務事業数

施 策 大 綱	件 数	比 率
第1節 魅力ある顔と丈夫な骨格をもったまち	21	6.0%
第2節 快適な暮らしのできるまち	54	15.3%
第3節 安らぎと安心した暮らしを支えられるまち	82	23.3%
第4節 活力を生み出すまち	32	9.1%
第5節 誰もが生き生きと活躍できるまち	84	23.9%
第6節 計画的で高度な住民サービスを提供するまち	79	22.4%
合 計	352	100.0%

施策評価により、「施策の目的・目標」「施策の評価」「施策の方向性」を洗い出しています。各施策の目指すところ（目的）を明確にし、現状を客観的に分析することで、施策の方向性を明示しています。

今回示された改善の方向性は、次の通りです。

改善の方向性	内 容	件数
拡充	投入量（人・予算等）の拡大により、さらに大きな成果を求める。	16
改善	投入量（人・予算等）はそのままに、手段などの見直しによる、有効性などの改善を図る。	157
縮小	投入量（人・予算等）の低減により、効率性の改善を図る。	2
現状維持	現状の投入量（人・予算等）成果を維持する。	175
民間委託	事業そのものを民間など外部へ委託する。	0
廃止・終了	事業を一時的に取りやめ、様子を見る。事業を廃止する。	2
	合 計	352